

# 常陸太田市中小企業等BCP関連事業費補助金

## 補助概要

市内の中小企業者が、自然災害等の被害を最小限にとどめるとともに、主要業務の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画等の策定及び計画を実践するための取組を促進し、地域経済の基盤強化及び信頼性増加を図ることを目的に、経費の一部を補助します。

## 補助対象者

補助の対象となる事業者は、下記に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 市内に事業所を有する中小企業者、又は構成員の過半数が市内に主たる事業所を有する中小企業交流団体（任意団体でも可）で、同一事業を1年以上行っている者
- ② 市税等を滞納していない者（徴収が猶予されているものを除く）
- ③ 対象経費に係る補助を他の制度により受けていない者
- ④ 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと（役員等を含む）

## 補助対象経費

対象経費区分		対象経費の例
計画策定事業	謝金・報償費	専門家等の招致に要した経費
	旅費	専門家等及び研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
	需用費	BCP又は事業継続力強化計画の策定等に係る印刷製本費及び専門書の図書購入費
	委託料	専門家等への委託に要した経費
	使用料及び賃借料	会議室又はパソコン等機材の使用料
計画実践事業	物品購入費	転倒防止装置、飛散防止フィルム等の購入費
	設備購入費	非常用太陽光パネル、蓄電池、自家発電装置等の購入費
	工事費	設備の設置に直接必要な経費
	利用料	システム、サービス等の利用料
	謝金・報償費	専門家等の招致に要した経費
	委託料	専門家等への委託に要した経費

## 補助率及び補助上限額

**補助率** 補助対象経費の総額の1/2以内

**補助上限額** 1事業者につき1会計年度当たりの上限額

計画策定事業	BCP	20万円
	事業継続力強化計画	10万円
計画実践費用	BCP	100万円
	事業継続力強化計画	50万円

## 申請書及び添付書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 必要経費及びその内訳がわかる書類（見積書の写し等）
- (4) 法人登記事項証明書又は定款の写し
- (5) 会社等の概要書（任意様式）
- (6) 市税等に滞納がないことの証明書
- (7) その他、市長が必要と認める書類



申請書のダウンロードはこちら

## 申請先及びお問い合わせ

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690  
 常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課  
 TEL 0294-72-3111（内線 622） FAX 0294-72-0288  
 E-mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp